

USEN AIR/USEN PHONEサービス契約約款

(「USEN IoT PLATFORMサービス契約約款」から名称変更)

2023年7月24日改定版
株式会社USEN

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社USEN（以下「当社」といいます。）は、このUSEN AIR/USEN PHONEサービス契約約款（別記および別紙を含み、以下「本約款」といいます。）を定め、本約款に従いUSEN AIRおよびUSEN PHONE（以下総称して「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、次の場合に、当社の裁量により本約款を変更することができます。

- (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に異議なく同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本約款における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	当社に対して利用契約の締結を申し込む者
契約者	当社と利用契約を締結している者
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
本サービス取扱所	本サービスの提供に関する業務を行う当社または当社の指定する事業所
契約更新期間	利用契約の契約満了日の属する月の初日から末日までの期間
基本サービス	契約者が利用契約を契約更新期間以外の日解除したときに解約事務手数料の支払いを要する本サービス
準サービス	基本サービス以外の本サービス
据置型無線通信装置	当社が貸与し、利用契約に定める設置先住所において据置で使用される本サービスの提供を受けるためのアンテナおよび無線送受信装置
無線基地局設備	据置型無線通信装置との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備
契約者回線	利用契約に基づいて、無線基地局設備と契約者の据置型無線通信装置との間に設定される電気通信回線
契約者回線等	当社または関連事業者の本サービスに係る電気通信回線等および必要により設置される電気通信設備並びに相互接続点
SIM カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与するもの
STB 等	SIM カードを内蔵した据置型無線通信機器
USEN MEMBERS アプリ	当社所定のサービスの利用者向けに当社が提供するコンテンツを利用することができるタブレット向けアプリ
USEN PHONE アプリ	IP 電話を使用することができる IoT 機器向けアプリ

USEN FAX アプリ	IP FAX を使用することができる IoT 機器向けアプリ
対象店舗	契約者が本サービスを利用する場所として指定した店舗または施設
電話サービス	電話網（主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備）のみを使用して行う電気通信サービス
IP 電話	契約者回線並びに IP 網（インターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。）および電話網を使用した電気通信サービスであって、主として通話の用に供するもの
相互接続点	他の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第 32 条に基づく電気通信設備の接続に関して締結する協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	本サービスを提供するために相互接続協定を締結した協定事業者
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、設置場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営端末設備	当社が別に定めるところにより売り切りをした端末設備以外の端末設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
自営端末設備等	自営端末設備および自営電気通信設備
相互接続利用契約	他社接続回線（相互接続点において接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するものをいいます。以下同じとします。）に係る協定事業者が提供するインターネット接続サービスを利用するための契約
技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準および端末設備等の接続の技術的条件
IoT 機器	当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与するもののうち、STB 等以外の機器
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第2章 本サービスの種類

第4条（本サービスの種類）

本サービスには、次表に掲げるサービスがあり、別紙1に定める通信PLANがあります。

※本サービスの名称は、2022年10月3日に旧名称から変更しました。

名称	サービス種別	概要
USEN AIR (旧名称：U AIR)	基本サービス	別記に掲げる関連事業者の電気通信サービスを利用して、LTE回線によりインターネットに

		接続するWi-Fiルーターにより当社が契約者に提供する電気通信サービス
USEN AIR M2M (旧名称: U M2M)	基本サービス	別記に掲げる関連事業者の電気通信サービスを利用して、LTE回線によりインターネットに接続するルーター (Wi-Fi非対応) により当社が契約者に提供する電気通信サービス
USEN PHONE (旧名称: U PHONE)	基本サービス	別記に掲げる関連事業者の電気通信サービスを利用して当社が契約者に提供するIP電話転送サービス
USEN FAX (旧名称: U FAX)	準サービス	ファクシミリ端末に代えて当社指定のアプリを使用して、電話番号を指定してFAXを送信し、または契約者の電話番号へ送信されたFAXを受信することができるIP FAX転送サービス

2 USEN FAXは、USEN PHONEの利用契約を締結した契約者に限り、利用することができます。

第5条 (IoT機器等およびSTB等の貸与)

本サービスの利用に必要なIoT機器およびSTB等 (以下、総称して「貸与機器等」といいます。) は当社から貸与します。

第6条 (サービス提供区域)

本サービスは、日本国内において提供します。ただし、その提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、本サービスを利用 (本サービスの利用に伴うアプリの利用を含みます。) することができない場合があります。

2 本サービスの通信利用の制限については、本約款に定めるほか、本サービスの種類ごとに、別記に掲げる関連事業者の約款の定める通信利用の制限に準ずるものとします。

第3章 利用契約

第7条 (利用契約申込みの方法)

申込者は、本約款の内容を承諾の上で、当社所定の方法により利用契約の申込みを行うものとします。

第8条 (申込みの承諾)

当社が前条の申込みを承諾したときに、利用契約は申込み受付日に遡って成立するものとします。

- 2 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 利用契約の申込みにおいて虚偽の内容が含まれていたことが判明したとき。
 - (2) 利用契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 利用契約の申込者が、**エラー! 参照元が見つかりません。** (本サービスの提供の中止) 第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、または解除をうけたことがあるとき。
 - (4) 当社の電気通信サービスまたはBGMサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または当該サービスの利用の停止を受け、または受けた契約者と関係があるとき。
 - (5) 自らまたは自らの役員もしくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下、総じて「反社会的勢力」といいます。) であるとき。
 - (6) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 3 当社は、前項の規定により、利用契約の申込みを承諾しないときは、申込者に対して、承諾しない旨のみを当社所定の方法で通知します。この場合、当社は、承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。

第9条（提供開始日および契約期間）

- 本サービスの提供開始日は、利用契約に基づき当社がIoT機器すべてを引き渡した日とします。
- 2 利用契約の契約期間は、本サービスの提供開始日から、その日の属する月の翌月1日から起算して2年が経過する日までとします。ただし、契約更新期間に契約者から更新拒絶の通知が行われない場合には、契約期間満了日の翌日から起算して2年間、同一条件をもって更新されるものとし、以降も同様とします。

第10条（本サービスのプランの変更）

契約者は、本サービスのプランの変更を希望する場合には、当社所定の方法により申込みを行うものとします。なお、プランの変更後も、利用契約の契約期間は変更されないものとし、プランの変更の他、利用契約は有効に存続するものとします。

第11条（利用の一時休止）

- 契約者は、当社所定の方法で休止を開始する月の前々月末日までに届出を行ったうえで、当社が一時休止可能と判断した場合は、別紙 料金表に定める一時提供休止手数料を当社に支払うことにより、本サービスの利用を一時休止することができます。
- 2 一時休止期間は、月の初日を開始日とした1ヶ月単位かつ6ヶ月以内で定めるものとします。

第12条（契約者の氏名等の変更）

- 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所その他の当社に届け出た事項について変更があった場合には、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。
- 2 契約者は、当社から求められた場合には、前項の届出内容を証明する書類を提示するものとします。
- 3 本条に基づく手続きを怠ったことにより、本サービスの利用ができない等、契約者または第三者に生じる損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、第1項の届け出を怠ったことにより、当社からの通知が不達または遅延した場合であっても、通常到達すべき時に到達したとみなします。

第13条（権利および義務の譲渡の禁止）

契約者は、利用契約に基づき生じる権利および義務を第三者に譲渡することができません。

第4章 貸与機器等の貸与

第14条（貸与機器等の貸与）

- 当社は、利用契約に基づき、契約者に対し貸与機器等を貸与します。なお、契約者は、貸与機器等の利用に必要な消耗品および貸与機器等を動作させるために必要な電気代料金その他の費用を負担するものとします。
- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合には、予告をすることなく当社が貸与する貸与機器等を変更することがあります。
- 3 契約者は、利用契約の契約期間中であっても、貸与機器等を返却することができます。
- 4 前項の場合、契約者は別紙1 料金表第3（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。

第15条（貸与機器等の返還）

契約者は、次の各号に該当する場合、当社所定の方法により貸与機器等を本サービス取扱所へ速やかに返還するものとします。ただし、契約者が当社が定めた返還期日までに貸与機器等を返還しない場合は、当社が回収を行うことができるものとします。この場合、契約者は当該回収に要した費用を当社の請求に基づき負担するものとし、当社の指定する方法および期限に従い当該費用を支払うものとします。

- (1) 利用契約が解除となったとき。
 - (2) 第14条（貸与機器等の貸与）第2項の規定により、当社が貸与機器等を変更するとき。
 - (3) 契約者識別番号を変更するとき。
 - (4) 不良・故障による交換等その他の事由で貸与機器等を利用しなくなったとき。
 - (5) その他貸与機器等を利用しなくなったとき。
- 2 契約者は前項により当社に貸与機器等を返還する場合、貸与機器等にかかる蓄積データ等の一切を消去し、かつ、貸与機器等のロックを解除し、貸与された時の状態に戻した上で、当社が別途定める返却条件に従って、当社に返還するものとします。なお、当社は、契約者が貸与機器等の返還に際し蓄積データ等の消去を行わなかったことにより契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - 3 契約者は第1項の場合において、契約者が貸与機器等を返還しなかったときは、第1項各号の通知があった日から経過の期間に対応する月額利用料の額を当社に支払うものとします。
 - 4 契約者は、貸与機器等を毀損した状態で返還した場合または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できない場合には、前項に定めるほか、別紙1料金表第6（紛失・損害金）に規定する料金の支払を要します。

第16条（貸与機器等の管理責任）

契約者は、貸与機器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

- 2 契約者は、貸与機器等の盗難、紛失または毀損があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。
- 3 当社は、第三者が貸与機器等を利用した場合であっても、その貸与機器等の貸与を受けている契約者が利用したものとみなします。
- 4 貸与機器等の盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、当社は一切責任を負わないものとし、契約者は貸与機器等の利用において当社に損害等を与えた場合にはこれを賠償するものとします。
- 5 契約者は、第14条（貸与機器等の貸与）第2項の規定によりSIMカードを交換する場合を除き、据置型無線通信装置に内蔵したSIMカードを取り出ししてはならないものとします。
- 6 STB等は、IoT機器への接続のために5GHz帯の無線LANを有効にした状態で納入されます。契約者は、無線LANの周波数帯を5GHz帯以外に変更することを希望する場合には、当社に申し出るものとします。

第5章 USEN PHONE（旧名称：U PHONE）

第17条（USEN PHONEの提供）

利用契約の契約期間中、当社は、次表に掲げる音声通話サービスをUSEN PHONEとして提供し、契約者は、別紙3に定める提供条件により、USEN PHONEを利用することができます。

種類	内容
網内通信	契約者回線から発信する通信であって、次の間で行われるもの （ア）契約者回線相互間 （イ）契約者回線と別記に定めるIP電話サービスに係る電気通信設備との間
国内固定電話着信通信	契約者回線から発信し、本邦内に終始する通信であって、携帯電話通信およびPHS着信通信以外のもの

携帯電話通信	契約者回線から発信し、携帯電話用設備との間で行われる通信
PHS 着信通信	契約者回線から発信し、PHS 用設備との間で行われる通信
国際通信	契約者回線から発信し、本邦と外国（インマルサットシステムに係る地球移動局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われる通信

第18条（相互接続通信）

相互接続通信（相互接続協定に基づき行う電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）は、当社が相互接続協定に基づき定めた通信に限り行うことができるものとします。

- 2 相互接続通信を行うことができる地域は、当社が相互接続協定により定めた地域に限ります。

第19条（取扱地域）

USEN PHONEの国際通信の取扱地域は、別紙5に定めるとおりとします。

第20条（発信不可の通信）

契約者は、次に掲げる場合には、USEN PHONEでは発信ができないことをあらかじめ了承するものとします。

- (1) 別紙4に掲げる発信不可番号に発信する場合
- (2) その他当社が定める通信をする場合

第21条（重要通信の取扱い）

当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力等の供給の確保または秩序の維持のため必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供している本サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記8に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したときはまたはその通信を発信した者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第22条（通信時間等の制限）

前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

第23条（国際通信の利用制限）

契約者は、コールバックサービス（契約者回線から発信するIP電話サービスに係る国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、または他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、USEN PHONE契約者がコールバックの利用を行う場合のみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

第24条（国際通信の取扱い）

国際通信の取扱いについては、次に示す通信制限を実施します。

- (1) 別紙5（国際通信に係るもの（課税対象外））に定める国への通信は、あらかじめ同項に定める内容にて付加機能「国際接続規制」を適用し、通信を制限または中止します。
- (2) 契約者の国際通信利用において通信に関する料金の著しい増加が想定される事態を発見したとき、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
- (3) 国際通信が第三者によって不正に利用されていると判断した場合、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
- (4) 国際通信の取扱いについて、外国の法令および外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第25条（通信時間の測定等）

通信時間の測定等については、別紙2に定めるところによります。

第26条（発信電話番号通知）

USEN PHONEを利用して契約者回線から発信する通話については、その契約者回線の電話番号を着信先の電気通信設備へ通知します。ただし、次の通話については、この限りではありません。

- (1) 通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話
 - (2) その他当社が別に定める相互接続通信
- 2 当社は、電話番号を着信先の契約者回線等へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- 3 契約者は、通知を受けた電話番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

第27条（電話番号の付与）

当社は、USEN PHONEの利用契約ごとに1の電話番号を付与します。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、電話番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により電話番号を変更する場合には、あらかじめ変更内容を契約者に当社所定の方法で通知します。
- 4 契約者識別番号が変更される場合には、変更前に付与されていた電話番号と異なる電話番号が付与されることがあります。

第28条（番号ポータビリティ）

契約者は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）から付与されている1の電話番号（加入電話の電話番号またはINSネットの契約者回線番号もしくは追加番号に限ります。）をそのままUSEN PHONEで利用することができます。

- 2 USEN PHONEで使用する電話番号を番号ポータビリティにより他の電気通信事業者のIP電話サービスへ引き継いだ場合であっても、当該USEN PHONEの利用契約は自動的に解約されません。
- 3 番号ポータビリティに関するその他の提供条件については、別紙6に定めるところによります。

第29条（利用の制限）

当社は、契約者が、USEN PHONEに係る契約者回線において、その契約者回線を保留したまま放置し、当社または関連事業者の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させるおそれがあるときは、当該契約者回線に係るUSEN PHONEの利用の制限を行うことがあります。

- 2 前項の規定により利用の制限を行うときは、当社は契約者にあらかじめその旨を通知します。

第6章 USEN FAX（旧名称：U FAX）

第30条（USEN FAX）

契約者は、USEN PHONEの利用契約に基づきUSEN FAXアプリを利用をすることができます。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合、当社が貸与する専用アプリを変更することがあります。この場合、当社は当社所定の方法であらかじめ契約者に通知します。

第31条（IDおよびパスワードの管理）

契約者は、当社がUSEN FAXのために発行したIDおよびパスワード（以下「認証情報」といいます。）を厳重に管理し、第三者に開示または漏洩しないものとします。

- 2 契約者は、認証情報を第三者に貸与、譲渡その他の方法により利用させてはならないものとします。
- 3 認証情報を利用して行われた行為はすべて、当該認証情報を発行された契約者による行為とみなされ、当該行為によって生じた結果およびそれに伴う一切の責任については、契約者が負うものとします。
- 4 契約者は、認証情報を第三者に知られた場合もしくは第三者によって利用されている疑いのある場合には、直ちに当社にその旨を連絡し、当社から指示を受けたときはこれに従うものとします。

第32条（情報の消去）

契約者が送信または受信したFAXデータ（以下「FAXデータ」といいます。）は、当社または当社指定の第三者の管理するサーバに保管されます。契約者が送信または受信したFAXデータ（以下「FAXデータ」といいます。）は、当社または当社指定の第三者の管理するサーバに保管されます。当社は、FAXデータを当該サーバに記録された時から1年間保管し、その後契約者に通知することなく当該FAXデータを消去することができるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用契約の終了または解除があったときは、当社は直ちに前項のFAXデータを消去することができるものとします。

第33条（費用負担）

契約者は、USEN FAXを利用しファックスの送信するときは、別紙2第3に定める国内通信に係る従量料金を負担するものとします。

第34条（USEN FAXに関する免責事項）

USEN FAXのサービス区域、発信不可の通信、重要通信の取扱い、通信時間等の制限、国際通信の利用制限、国際通信の取扱い、通信時間の測定等については、第19条（取扱地域）、第20条（発信不可の通信）、第21条（重要通信の取扱い）、第22条（通信時間等の制限）、第23条

(国際通信の利用制限)、第24条(国際通信の取扱い)、第25条(通信時間の測定等)に各々準ずるものとします。

- 2 FAXデータは、USEN FAXの機能により当社または第1項の第三者が認識することなく電気通信回線を通じて自動的にサーバに記録されるものであり、当社および当該第三者は当該FAXデータを事業の用に供するものではなく、FAXデータに個人情報が含まれる場合であってもFAXデータについて個人情報取扱事業者としての義務を負うものではありません。

第7章 本サービスの提供の中止および廃止

第35条(本サービスの提供の中止)

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本サービスにかかるシステム等の点検および保守作業を定期的または緊急に行う場合
 - (2) インターネット接続サービス等の通信回線が事故等により停止した場合
 - (3) 不可抗力等により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 本サービスの外部連携サービス等に、トラブル、サービス提供の中断や停止、連携の停止および仕様変更等が生じた場合
 - (5) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わない場合
 - (6) 第7条(利用契約申込みの方法)に基づく申込み虚偽の内容が含まれることが判明した場合
 - (7) 本約款の規定に違反する行為であって、本サービスにかかる業務の遂行または当社もしくは外部事業者著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をした場合
 - (8) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
- 2 当社は、本条に基づき当社が行った措置により、契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第36条(接続休止)

相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止があった場合は、その協定事業者の電気通信設備に係る他社相互接続通信(協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。)を行うことはできません。

- 2 前項の場合に、E契約者が他社相互接続通信を全く利用することができなくなったときは、当社はUSEN PHONEの接続休止(当社または関連事業者の電気通信設備に係る通信と他社相互接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。)を行います。ただし、契約者からUSEN PHONEの利用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
- 3 当社は、前項の規定によりUSEN PHONEの接続休止をするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第37条(本サービスの廃止)

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、当社所定の方法でその旨を通知します。

第8章 料金等

第38条(料金)

本サービスの料金は、別段の定めがない限り、別紙1料金表に定める基本利用料その他料金、別紙2料金表に定める基本利用料その他料金および別紙5に定める料金とします。

第39条(基本利用料の支払義務)

契約者は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日から利用契約の解除があった日までの期間について、別紙1および別紙2に規定する基本利用料の支払を要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断または利用の停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料の支払は、次のとおりとします。
 - (1) 第11条（利用の一時休止）の規定により本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の基本利用料の支払いを要しません。
 - (2) 第35条（本サービスの提供の停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本利用料の支払を要します。
 - (3) 前二号の規定によるほか、契約者は、第51条エラー！参照元が見つかりません。に該当する場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本利用料の支払を要します。
- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 契約者は、契約更新期間以外に利用契約の解除があったときは、別紙1料金表第3（契約解除料）に規定する料金の支払を要します。
- 5 契約者は、本サービスにかかる利用契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙1料金表第4（手続きに関する料金）に規定する料金の支払を要します。
- 6 契約者は、貸与機器等を貸与されている場合、本サービスの提供開始日の属する月の翌月1日から貸与機器等の貸与が終了する日の属する月の末日までの期間について、別紙1料金表第5（レンタル料）に規定するレンタル料の支払を要します。
- 7 本条の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、当該定めが優先するものとします。

第40条（通信料金の支払義務）

USEN PHONEの契約者は、USEN PHONEの提供開始日からUSEN PHONEの利用契約の解除があった日までの期間、契約者回線から行った通信について、当社が測定した通話時間と別紙2の料金表または別紙5の規定に基づいて算定した通信料金の支払を要します。

- 2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第45条（相互接続通信の料金の取扱い等）に規定するところによります。
- 3 通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第41条（割増金）

契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

第42条（遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

第43条（債権の譲渡）

当社は、利用契約に基づき契約者が支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を、第三者に譲渡することがあります。

第44条（料金の再請求）

当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとし、再請求業務を第三者に委託した場合に当社が要した費用は、契約者が負担するものとします。

第45条（相互接続通信の料金の取扱い等）

契約者は、相互接続協定に基づき当社または協定事業者の契約約款および料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金を支払うものとします。

- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別紙3に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、当該協定事業者が、自己の契約約款および料金表に定めるところに従って通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、当該譲渡を承認します。
- 4 契約者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社および協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 5 契約者は、当社が第3項に定める協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社および協定事業者は契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 6 契約者が協定事業者に対し相互接続利用契約により生じることとなる債権を有した場合、当社の判断により、当該債権を当社が譲り受けたものとして、当該債権を当該協定事業者に対して直接請求することを承認していただきます。

第9章 保守

第46条（契約者の維持責任）

契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持するものとします。

第47条（遠隔管理）

当社は、当社の監視システム等を通じて貸与機器等と通信を行い、死活監視その他当社が定める項目の監視を行います。

- 2 前項の監視により貸与機器等のコンピュータプログラムが停止していることが判明した場合には、当社は、契約者に通知することなく直ちに、遠隔操作によりコンピュータプログラムが停止している機器の再起動を行うものとします。
- 3 第1項の監視により遠隔操作では解決しない障害が貸与機器等に発見された場合には、当社は、契約者に対し出張修理を案内します。
- 4 前項の案内または出張修理前に契約者と当社間で行われた連絡において契約者負担として説明された費用を除き、前三項の費用は基本利用料に含まれます。
- 5 貸与機器等との通信を行えない場合には、その原因が当社の故意または重過失によるものである場合を除き、当社は、本条に定める監視その他の行為を行う責任を負いません。

第48条（契約者の切分責任）

契約者は、本サービスを利用できないときその他障害を発見したときは、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、前項の通知があった場合には、速やかに障害等の原因を調査するものとします。
- 3 当社は、前項の調査の結果、遠隔操作により障害等の復旧が可能であると判断した場合には、遠隔操作により復旧を行います。
- 4 当社は、第2項の調査の結果、貸与機器等の修理が必要であると判断した場合には、出張修理を行います。この場合には、前条の規定を準用します。また、この場合には、契約者は、次の各号に掲げる事項をあらかじめ承諾するものとします

- (1) 障害等の解消に貸与機器の交換が必要となった場合には、交換後の機器が、交換前と同じ仕様の別の機器または同等の機能を有する仕様の異なる機器となる場合があること。

- (2) 貸与機器等の故障の原因が契約者の責めに帰すべき事由によるもの（自営端末設備、自営電気通信設備または音響機器等の不具合が原因であった場合を含みます。）であると当社が判断した場合には、その調査および障害解消に要した稼働費（対応した人員の日当および交通費等を含みます。）ならびに故障した機器、設備の修理または交換にかかる費用を、当社の請求に従い支払うこと。
- 5 障害等が、関連事業者が設置する電気通信設備に生じ、またはその設備が滅失したことに起因するときは、当社は、本条に定める対応を行う責任を負いません。

第49条（修理または復旧の場合の暫定措置）

当社は、当社もしくは関連事業者の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第50条（修理部品）

当社は、貸与機器等の修理においてその一部に後継品、再生品または代替品を使用することがあります。

第10章 一般条項

第51条（責任の制限等）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社または協定事業者の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったとき（その提供を行わなかったことの原因が、本邦の相互接続点より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、契約者が本サービスを全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者に生じた損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 別紙1料金表第1（基本利用料）に規定する料金

- 3 第1項の場合を除き、当社は本サービスの提供にあたって、契約者または第三者に与えた損害について賠償の責任を負いません。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供を行わなかったときは、この限りではありません

第52条（免責）

当社は、契約者回線に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変更または消失したことによる損害を与えた場合または契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、本約款の変更により契約者が自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件の規定の変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。
- 4 当社は、次に掲げる事由ならびにこれに起因して契約者または第三者に生じた損害および損失について、賠償、補填その他の法律上の責任を負いません。

(1) 当社の責めに帰することができない事由により生じた本サービスの停止

- (2) 天災、事変および降雨減衰その他気象に起因する本サービスの障害
- (3) 他の契約者の行為に起因する本サービスの障害
- (4) 逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害
- (5) 台風、地震、落雷などの自然災害に起因して契約者または対象店舗が所有または占有する動産もしくは不動産に対する損害
- (6) 契約者と別途の合意により本サービスに関連して設置した機器の設置または保守の工事から1年を経過した後の施工または作業箇所が発生した不具合
- (7) 利用契約終了後の対象店舗の外装または内装に対する原状回復
- (8) 本サービスの一部または全部の廃止

第53条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、利用契約を解約しようとする場合には、解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の書面により申請するものとします。

第54条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、第35条（本サービスの提供の停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを再び利用した場合において、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったと判断したときは、利用契約を解除することができます。

- 2 当社は、契約者が第35条（本サービスの提供の停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、当該事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと判断したときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 3 当社は、契約者に対し第57条（是正措置）に基づく是正措置を求めた場合において、当該契約者が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めるときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
- 4 当社は、次に掲げる場合には、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、反社会的勢力、公共の福祉に反する活動を行う団体若しくはその行為者である場合または反社会的勢力であったと判明した場合
 - (2) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合または妨害するおそれのある行為をした場合
 - (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (4) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 契約者が、自らまたは第三者を利用して、自身またはその関係者が反社会的勢力である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合
 - (6) 契約者が、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
 - (7) 財産状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (8) 監督官庁による営業許可取消し、停止その他行政処分があったとき
 - (9) 本約款に定める条項につき重大な違反があったとき、または、本サービスの提供の継続が不可能と当社が判断した場合
- 6 本条に基づく解除により契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第55条（業務の一部委託）

当社は本サービスを提供するにあたり、申し込みの取次、料金の請求、料金の徴収およびその他の業務を当社が別途指定する者に委託することがあります。

第56条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第57条（是正措置）

当社は、契約者が次に該当すると認めた場合には、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができます。

- (1) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認または混同を惹起するおそれのある行為。

第58条（相互接続に係る通信）

利用契約を締結したときは、契約者は、当社もしくは関連事業者が相互接続協定を締結している別紙3に定める協定事業者とその協定事業者が定める契約約款および料金表の規定に基づき相互接続利用契約を締結することとなります。

- 2 利用契約の解除があった場合は、その解除があった時に、相互接続利用契約についても解除があったものとなります。
- 3 当社は、相互接続点において別紙3に定める協定事業者の電気通信設備との接続を行う場合に、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

第59条（通信の秘密の保護）

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

第60条（個人情報等の保護）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに当社が別途定める「個人情報保護方針（<https://usen.com/legal/privacy1.html>）」および「個人情報の取扱いについて（<https://usen.com/legal/privacy2.html>）」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社は、契約者の個人情報について当社規定に従うほか、以下の目的で利用します。

- ① 契約者への本サービスの提供
- ② 契約者の管理
- ③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
- ④ 貸与機器等の梱包、発送業務
- ⑤ 料金の請求に関する業務
- ⑥ 契約者からの問合せへの対応業務
- ⑦ 当社が発行するメールマガジンの配信
- ⑧ 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）
- ⑨ キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- ⑩ 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、（イ）契約者の同意が得られた場合、

（ロ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、

（ハ）合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際（ニ）協定事業者からの請求があった際に、必要に応じて個人情報を開示することがあります。

4 当社は、当社規程に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

第61条（地位の承継）

契約者に相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継します。

2 前項の規定により契約者の地位を承継した方は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

第62条（分離条項）

本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

第63条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法によるものとします。

第64条（合意管轄）

契約者と当社の間で本約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020年9月1日制定

2020年12月1日改定

2021年3月1日改定

2021年7月1日改定

2021年11月1日改定

2022年2月1日改定

2022年3月1日改定

2022年7月1日改定

2022年11月21日改定

2023年3月22日改定 ※第7章 USEN Camera を「USEN Camera サービス契約約款」として分割

2023年7月24日改定 ※USEN MUSIC を「USEN MUSIC サービス契約約款」として分割

別記

1 サービス提供区域

(1) 本サービスの提供区域は、株式会社 NTT ドコモの定める「Xi サービス契約約款」に定める Xi の場合に準ずるものとします。

2 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備を接続するときは、本サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号または様式第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号または第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) (1)から(4)までの規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局（電波法（昭和25年法律第131号）第103条の5に規定するものをいいます。）の自営端末設備の接続の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その自営端末設備が電波法第3章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合していることを当社が確認できないとき。

イ その自営端末設備が当社とローミング協定を締結している外国の電気通信事業者に接続することを認められたものでないとき。

ウ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前五号の規定に準じて取り扱います。

3 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等または別記4(5)アに定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

4 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面により本サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。

イ その接続が技術基準等に適合しないとき。

ウ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当する
ときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて
取り扱います。

5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑
な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

6 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

7 関連事業者

関連事業者	約款
株式会社 NTT ドコモ	X i サービス契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入サービス契約約款

【別紙1】料金表

通則

(料金の計算方法など)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、料金を合計した額を契約者へ請求します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 5 契約者は、料金表の規定に基づく料金を、当社が定める期日までに、別途、契約者が加入申込書で指定した方法により支払うものとします。

(料金額の表示)

- 6 本サービスに関する料金額の表示は、消費税等相当額を含まない表示とします。本サービスに関する料金額について支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

(料金の臨時減免)

- 7 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時にその料金および工事費を減免することがあります。
- 8 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。
- 9 本通則は、別段の定めがある場合を除き、本別紙以外の料金表に適用されます。

料金表

第1 基本利用料

基本利用料は、次のとおりとします。

基本利用料の適用																							
(1) 基本利用料の料金種別の選択	基本利用料は、通信PLANごとに、次表に定めるとおりとします。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信 PLAN 名</th> <th>料金額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>USEN AIR IP 電話専用 PLAN</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR ベーシック通信 PLAN</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR プレミアム通信 PLAN</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR BGM 専用 PLAN</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR 法人カスタマイズ PLAN</td> <td>※別途見積</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR M2M サイネージ専用スモール PLAN (1 台まで)</td> <td>980 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR M2M サイネージ専用ラージ PLAN (3 台まで)</td> <td>1,980 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR M2M カメラ専用 PLAN (台数限定)</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR M2M BGM 専用 PLAN (MPX-1、S' sence)</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>USEN AIR M2M 法人カスタマイズ PLAN</td> <td>※別途見積</td> </tr> </tbody> </table>	通信 PLAN 名	料金額 (月額)	USEN AIR IP 電話専用 PLAN	1,500 円	USEN AIR ベーシック通信 PLAN	2,500 円	USEN AIR プレミアム通信 PLAN	3,500 円	USEN AIR BGM 専用 PLAN	1,500 円	USEN AIR 法人カスタマイズ PLAN	※別途見積	USEN AIR M2M サイネージ専用スモール PLAN (1 台まで)	980 円	USEN AIR M2M サイネージ専用ラージ PLAN (3 台まで)	1,980 円	USEN AIR M2M カメラ専用 PLAN (台数限定)	3,000 円	USEN AIR M2M BGM 専用 PLAN (MPX-1、S' sence)	1,000 円	USEN AIR M2M 法人カスタマイズ PLAN	※別途見積
	通信 PLAN 名	料金額 (月額)																					
	USEN AIR IP 電話専用 PLAN	1,500 円																					
	USEN AIR ベーシック通信 PLAN	2,500 円																					
	USEN AIR プレミアム通信 PLAN	3,500 円																					
	USEN AIR BGM 専用 PLAN	1,500 円																					
	USEN AIR 法人カスタマイズ PLAN	※別途見積																					
	USEN AIR M2M サイネージ専用スモール PLAN (1 台まで)	980 円																					
	USEN AIR M2M サイネージ専用ラージ PLAN (3 台まで)	1,980 円																					
	USEN AIR M2M カメラ専用 PLAN (台数限定)	3,000 円																					
	USEN AIR M2M BGM 専用 PLAN (MPX-1、S' sence)	1,000 円																					
USEN AIR M2M 法人カスタマイズ PLAN	※別途見積																						
備考																							
1 通信 PLAN 「USEN AIR ベーシック通信 PLAN」 「USEN MUSIC ベーシック通信 PLAN」 は、月間のデータ通信量が 10GB 以下と見込まれる契約者向けです。なお、月																							

	<p>間のデータ通信量が 10GB を超えた場合には、その月末日まで、通信速度は最大 500kbps に制限されます。</p> <p>2 通信 PLAN「USEN AIR プレミアム通信 PLAN」「USEN MUSIC プレミアム通信 PLAN」は、月間のデータ通信量が 25GB 以下と見込まれる契約者向けです。なお、月間のデータ通信量が 25GB を超えた場合には、その月末日まで、通信速度は最大 500kbps に制限されます。</p> <p>3 通信 PLAN「USEN AIR 法人カスタマイズ PLAN」および「USEN AIR M2M 法人カスタマイズ PLAN」は、月間のデータが一定量を超えた場合には、その月末日まで通信速度が制限される通信 PLAN です。料金額、通信量の上限および制限後の通信速度は、契約者と当社との間で別途書面にて取り決めるものとします。</p> <p>4 通信 PLAN「USEN MUSIC ライト PLAN LTE モデル」および「USEN MUSIC エントリー PLAN LTE モデル」は、USEN MUSIC のみに通信を使用する契約者向けです。</p> <p>5 通信 PLAN「USEN MUSIC ライト PLAN LTE モデル」および USEN MUSIC ライト PLAN Wi-Fi モデルは、AI チャンネルおよび店内アナウンスは使用できません。</p>
(2) 契約期間内に契約者回線の解除などがあった場合の料金の適用	<p>ア 本サービスには、一の契約ごとに契約期間があります。</p> <p>イ 契約者は、契約期間内に契約の解除などがあった場合は、料金表第3（契約解除料）に規定する金額を契約解除料として、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>

第2 初期費用

1 本サービスにおける初期費用および利用料（基本料金以外）は、下記の通りとなります。なお、当該初期費用および利用料は、当社から加入者に対して、改定をする1ヶ月前までに当社が通知をすることにより改定できるものとします。

初期費用	料金額
USEN AIR 設置設定費	20,000 円
USEN PHONE 初期費用	23,000 円
SIM 発行事務手数料	3,000 円

第3 契約解除料

1 適用

契約解除料は、次のとおりとします。

区分	内容	
(1) 契約解除料の適用	契約解除料は、次のとおりとします。	
	種別	内容
	解約事務手数料	契約更新期間以外の日で基本サービスの利用契約の解除があったときに支払いを要します。
	違約金	契約更新期間以外の日で基本サービスもしくは準サービスの利用契約または利用契約の解除があったときに支払いを要します。

2 契約解除料

契約解除料は、利用契約の申込日より、また、契約者が法人※1または個人（個人事業主を含みます）のいずれであるかにより、それぞれ次のとおりとします。

※1 法人とは、法律にもとづいて設立された、法人格を有する組織・団体をいいます。

法人格の例：株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、NPO 法人など

利用契約の申込日が 2022 年 6 月 30 日以前である場合

種別	単位	契約者	対象サービス	金額（課税対象外）
解約事務手数料	利用契約ごとに	全て	全て	10,000円
違約金	利用契約ごとに	全て	全て	契約期間の残期間分の基本利用料に相当する額

利用契約の申込日が 2022 年 7 月 1 日以降である場合

種別	単位	契約者	対象サービス	金額（課税対象外）
解約事務手数料	利用契約ごとに	法人	全て	10,000円
		個人	USEN AIR USEN AIR M2M PHONE/USEN FAX	0円

種別	単位	契約者	対象サービス	金額（課税対象外）
違約金	利用契約ごとに	法人	全て	契約期間の残期間分の基本利用料に相当する額
		個人	USEN AIR USEN AIR M2M USEN PHONE/ USEN FAX	1ヶ月分の基本利用料に相当する額※2

※2 初回の契約期間中にのみ発生するものとし、更新後は発生しないものとします。

3 契約解除料免除について

(1) USEN AIR の契約者が、利用契約を解除する場合、当社が別途定める条件により、契約解除料を免除する場合があります。

第 4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料は、次のとおりとします。

1 契約者識別番号ごと

区分	内容	
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	契約事務手数料	本サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。

SIMカードの再発行手数料	契約者より、SIMカードの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、契約者は2（料金額）に規定するSIMカード再発行手数料の支払を要します。
一時提供休止手数料	エラー! 参照元が見つかりません。（一次提供休止）に基づき一次提供休止を行うときは、2（料金額）に規定する一次提供休止手数料の支払いを要します。

2 料金額

1 契約者識別番号ごと

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円
SIMカードの再発行手数料	1 契約ごとに	3,000円
一時提供休止手数料	休止1回ごとに	3,000円

第5 レンタル料

1 適用

IoT機器	単位	料金額（月額）
タブレット（8インチディスプレイ）	1台ごとに	500円
タブレット（USEN PHONE専用6.5インチディスプレイ）	1台ごとに	700円
プリンター	1台ごとに	500円
アクセスポイント	1台ごとに	1,000円

第6 紛失・損害金（一時金）

項目	単位	料金額（課税対象外）
STB等	1台ごとに	30,000円
STB等（USEN AIR用に限る。）	1台ごとに	15,000円
タブレット	1台ごとに	15,000円
プリンター	1台ごとに	15,000円
アクセスポイント	1台ごとに	15,000円

【別紙2】USEN PHONE/USEN FAX 料金表

適用

区分	内容
通信時間の測定等	<p>ア 通信時間は、双方の契約者回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社および協定事業者の機器により測定します。</p> <p>イ 回線の故障等通信を発信した者または着信した者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかったと当社が認めた時間は、アの通信時間に算入しません。</p>

料金表

第1 基本利用料（月額）

単位	料金額
USEN PHONE / USEN FAX 基本利用料（2022年1月末日までに成立した利用契約）	980円
USEN PHONE / USEN FAX 基本利用料（2022年2月1日以降に成立した利用契約）	1,480円

第2 手数料（初期費）

単位	料金額
初期費用	23,000円
新規発番事務手数料	0円
番号ポータビリティ手数料（電話・FAX番号それぞれ1番号ごとに）	2,500円

第3 従量料金額

1 網内通信に係るもの

無料

2 国内通信に係るもの

区分	料金額
国内固定電話着信通信	3分ごとに7円

3 携帯電話通信に係るもの

区分	料金額
携帯電話通信	1分ごとに15円

4 PHS通信に係るもの

区分	料金額
PHS通信	1分ごとに15円

5 国際通信に係るもの（課税対象外）

【別紙5】国際通信に係るものに規定します。

6 電話番号案内に係るもの

区分	料金額

電話番号案内	1 電話番号ごとに 265 円
--------	-----------------

第 4 ユニバーサルサービス料

料金種別	内容
ユニバーサルサービス料	事業法第 7 条に定める基礎的電気通信役務の提供を確保するために利用者が負担する料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律に定める電話リレーサービス提供を確保するために利用者が負担する料金

2 料金額

料金種別	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1 電話番号ごとに	総務省が公表する額 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/)
電話リレーサービス料	1 電話番号ごとに	総務省が公表する額 (https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay)
備考 ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、基本利用料に含まれます。		

【別紙3】 USEN PHONEに関する提供条件

1 USEN PHONE のサービス提供区域

(1) USEN PHONE における固定電話番号（0AB～J）サービスは、次表に掲げる各サービス提供方式ごとの番号区画内において提供します。

固定電話番号を使用した電話転送役務サービスでの提供区画（A グループ）

札幌	011	東京多摩	042	市川	047	京都	075
仙台	022	千葉	043	さいたま	048	神戸	078
東京	03	川崎	044	名古屋	052	広島	082
柏	04	横浜	045	大阪	06	福岡	092

（番号区画：局番）

USEN PHONE のサービスには、以下に定める「固定電話番号を使用した電話転送役務サービス」が含まれます。

基本サービス	内容
固定電話番号を使用した電話転送役務サービス	発信先を示す電気通信番号を「固定電話番号」から「その他番号（携帯電話番号や050番号（IP電話）等）」に変更して自動的に転送する機能を提供するもの（着信転送）または、発信元を示す電気通信番号を「その他番号（携帯電話番号や050番号（IP電話）等）」から「固定電話番号」に変更して自動的に転送する機能
備考	
<p>1. 緊急通報（事業用電気通信設備規則第三十五条に定める通信）への発信はできません。</p> <p>2. 音声品質は、050番号（IP電話）と同等ですが、通信環境等の影響により、050番号（IP電話）における総合品質またはこれと同程度の音声伝送品質を満たすことができなかつた場合、総務省のガイドラインに従い発信者番号を非通知にする措置を講じる場合がございます。</p> <p>3. 着信先の端末設置場所は、対象の固定電話番号（0AB-J）の番号区画内（総務省）に限られます。</p> <p>4. 本サービスの提供終了後、対象の固定電話番号（0AB-J）につき、協定事業者及び他事業者への番号ポータビリティができない場合があります。</p>	

市外局番利用サービスでの提供区画（B グループ）

武蔵野三鷹	0422	藤沢	0466	瀬戸	0561	茨木	072
国分寺	042	藤沢	0467	刈谷	0566	池田	072
武蔵野三鷹	042	船橋	047	春日井	0568	八尾	072
八王子	042	成田	0476	一宮	0586	三田	079
相模原	042	所沢	04	一宮	0587	西宮	0797
青梅	042	川口	048	寝屋川	072	西宮	0798
厚木	046	草加	048	堺	072	北九州	093
平塚	0463	川越	049	和泉	0725		

（局番区画：局番）

USEN PHONE のサービスには、以下に定める「市外局番利用サービス」が含まれます。

基本サービス	内容
市外局番利用サービス	発信先を示す電気通信番号を「固定電話番号」から「当社が付与する050番号」に変更して自動的に転送する機能を提供するもの（着信転送）

	送) または、発信元を示す電気通信番号を「当社が付与する 050 番号」から「固定電話番号」に変更して自動的に転送する機能
備考	
<p>1. 緊急通報(事業用電気通信設備規則第三十五条に定める通信)への発信はできません。</p> <p>2. 音声品質は、050 番号 (IP 電話) と同等ですが、通信環境等の影響により、050 番号 (IP 電話) における総合品質またはこれと同程度の音声伝送品質を満たすことができなかつた場合、総務省のガイドラインに従い発信者番号を非通知にする措置を講じる場合がございます。</p> <p>3. 着信先の端末設置場所は、対象の固定電話番号 (0AB-J) の番号区画内(総務省)に限られます。</p> <p>4. 本サービスの終了後、対象の固定電話番号 (0AB-J) につき、協定事業者及び他事業者への番号ポータビリティができない場合があります。</p>	

(2) USEN PHONE は、契約者回線等相互間および契約者回線と相互接続点との間において提供します。

2 相互接続通信の料金の取扱い

(1) 4 (相互接続通信の接続形態と料金の取扱い) に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、当社および協定事業者のサービスの提供区間を合わせて 4 に規定する料金設定事業者がその契約約款および料金表において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、4 に定めるところによります。ただし、当社または協定事業者の付加機能等を利用して行った相互接続通信について、料金表または協定事業者の契約約款および料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(2) (1) に規定する料金設定事業者が、その契約約款および料金表に定めるところに従ってその相互接続通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

3 相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 端末系事業者	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第1号に掲げる固定電話番号または同別表第1号に掲げる特定 IP 電話番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に掲げる事業者設備識別番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を用いて携帯電話サービスを提供する協定事業者
4 PHS 事業者	電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を用いて PHS サービスを提供する協定事業者

4 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	発信側の電気通信設備 : 契約者回線 または他社接続回線	(1) (2) 以外の場合 当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線または他社接続回線の契約者	本約款の定めるところによります。

	着信側の電気通信設備 ：端末系事業者（契約者回線を含みません。）に係る電気通信設備	(2) 電気通信番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	① ②以外の場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者の契約約款および料金表に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者の契約約款および料金表に定めるところによります。
			②0570 または 0180 を使用して通話を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	その通話の発信に係る契約者回線の契約者	本約款の定めるところによります。
				エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	同左	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款に定める者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定めるところによります。
2	発信側の電気通信設備 ：契約者回線または他社接続回線 着信側の電気通信設備 ：携帯電話事業者に係る電気通信設備		当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線または他社接続回線の契約者	本約款の定めるところによります。	
3	発信側の電気通信設備 ：契約者回線または他社接続回線 着信側の電気通信設備 ：PHS 事業者に係る電気通信設備		当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線または他社接続回線の契約者	本約款の定めるところによります。	
4	発信側の電気通信設備 ：端末系事業者に係る電気通信設備	(1) (2) 以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款および料金表に規定する者	その端末系事業者の契約約款および料金表に定めるところによります。	
	着信側の電気通信設備 ：契約者回線または他社接続回線	(2) 電気通信番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者	本約款の定めるところによります。	
5	発信側の電気通信設備 ：携帯電話事業者に係る電気通信設備	(1) (2) 以外の場合	携帯電話事業者	同左	その携帯電話事業者の契約約款および料金表に規定する者	その携帯電話事業者の契約約款および料金表に定めるところによります。	
	着信側の電気通信設備 ：契約者回線または他社接続回線	(2) 電気通信番号規則別表第2号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者	本約款の定めるところによります。	

6	発信側の電気通信設備 ： PHS 事業者に係る電気通信設備	(1) (2) 以外の場合	PHS 事業者	同左	その PHS 事業者の契約約款および料金表に規定する者	その PHS 事業者の契約約款および料金表に定めるところによります。
	着信側の電気通信設備 ： 契約者回線または他社接続回線	(2) 電気通信番号規則別表第 2 号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約者回線の契約者	本約款の定めるところによります。

5 通信明細内訳書の送付

当社は、通信明細内訳を記録している USEN PHONE について、USEN PHONE 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、通信明細内訳書を送付します。

【別紙 4】

1 発信不可番号 USEN PHONE の発信不可番号は、以下の発信不可番号表の通りとします。

発信不可番号表

番号	説明	番号	説明
00XY	事業者番号	136	ナンバーアナウンス
009120	ブラステル	141	でんわばん/二重番号サービス
009121	ブラステル	142	ボイスワープ
009130	NTTドコモ	143	ファクシミリボックス(F ネット)
009155	NTT-ME	144	迷惑電話おことわり
009156	NTT-ME	145	キャッチホン 2
009177	ソフトバンク	146	キャッチホン 2
009180	スピーディア	147	ボイスワープセレクト/なりわけサービス
009181	関西コムネット	148	非通知着信拒否
009191	ぷららネットワークス	149	DDX-TP(第 2 種パケット交換サービス)
009192	ぷららネットワークス	151	メンバーズネット
009198	ソフトバンク	152	メンバーズネット
009199	NTT-ME 中国	159	あいたらお知らせ
020	発信者課金ポケベル	161	F ネット
060	eコール	162	F ネット
0120 ※	着信課金サービス(フリーダイヤル等)	163	DDX-TP(第 2 種パケット交換サービス)
0130	マスコリングサービス	164	DDX-TP(第 2 種パケット交換サービス)
0140	災害復旧用無線電話	165	メール送受信
0150	自動船舶電話	166	ビデオデックス接続
0160	衛星通信災害用	167	DDX-TP(第 2 種パケット交換サービス)
0170	伝言ダイヤル	168	ボイスメール
0190	番号案内	169	DDX-TP(第 2 種パケット交換サービス)
0450	自動船舶電話	171	災害用伝言ダイヤル
0570 ※	ナビダイヤル等統一番号サービス	178	オフトーク
0750	自動船舶電話	179	キャプテンシステム
0800	フリーダイヤル	181	ID 通知サービス
0910	公専接続	#ダイヤル	ダイヤル頭が#
0990	災害募金サービス等	*ダイヤル	ダイヤル頭が*
100	100 番号通話	001Y(Y =0~9)	KDDI
102	非常・緊急扱い通話	0030	ZIP Telecom
104	番号案内	0031	アイ・ビーエス
106	コレクトコール(コミュニケーター扱い)	0032	アイ・ビーエス

107	新幹線列車通話	003Y(Y =3~5)	NTT コミュニケーションズ
108	自動コレクトコール	0036	NTT 東日本
110	警察	0037、 0038	楽天コミュニケーションズ
111	線路試験受付	0039	NTT 西日本
112	共同加入受付	004Y(Y =1~5)	ソフトバンク
113	故障受付	0046	ソフトバンク
114	お話し中調べ	005Y(Y =1~7)	KDDI
115	電報受付	006Y(Y =1~3、 5、6)	ソフトバンク
116	営業受付	0070	KDDI
117	時報	0071	ベライゾンジャパン
118	海上緊急通報	0072	ベライゾンジャパン
119	消防	0073	安子の電話
121	クレジット通話サービス	0074	安子の電話
122	固定優先解除	0077x(x =0~9)	KDDI
123	可聴式料金即知	0080	T システムズ ジャパン
124	親展通話(F ネット)	0081	楽天コミュニケーションズ
125	でんわ会議	0082	楽天コミュニケーションズ
126	着信課金(F ネット)	0083	ソフトバンク
127	ファクシミリ伝言(F ネット)	0084	ソフトバンク
131	第1種パケット交換サービス	0086	QTNet
132	第1種パケット交換サービス	0088	ソフトバンク
133	第1種パケット交換サービス	0089	T システムズ ジャパン
135	特定番号通知機能		

※「0120」「0570」への発信不可の対象は以下とします。

- ・050 局番
- ・市外局番利用サービスでの提供区画 (B グループ) の局番
- ・固定電話番号を使用した電話転送役務サービスでの提供区画 (A グループ) の以下の4局番
柏：04、東京多摩：042、市川：047、さいたま：048 (ただし、2022/9/5以降に利用契約の申込みをされた方のみ対象。2022/9/4以前に利用契約の申込みをされた方は発信不可対象外です。)

2 発信不可番号 (USEN FAX)

USEN FAX の発信不可番号は、前項の発信不可番号表の通りとします。なお、「0120」「0570」への発信はすべて不可となります。

【別紙5】 国際通信に係るもの（課税対象外）

以下の通信制限グループの通り、各国への通信を制限または中止します。

通信制限グループ1：通信の制限をしない国

通信制限グループ2：緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ3：土日祝日の前日 20 時～翌営業日の 8 時まで、および緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ4：通信の取り扱いを中止する国

単位：円/1分までごと（価格 TBD）

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
アイスランド共和国	Iceland	31 円	2
アイルランド	Ireland	20 円	2
アゼルバイジャン共和国	Azerbaijan	64 円	3
アゾレス諸島	Azores Islands	35 円	2
アフガニスタン・イスラム共和国	Afghanistan	76 円	4
アメリカ合衆国（アラスカおよびハワイを除きます。）	USA	8 円	1
アラスカ	Alaska	8 円	2
アラブ首長国連邦	United Arab	50 円	2
アルジェリア民主人民共和国	Algeria	47 円	3
アルゼンチン共和国	Argentina	32 円	2
アルバ	Aruba	32 円	4
アルメニア共和国	Armenia	64 円	3
アンゴラ共和国	Angola	45 円	2
アンティグア・バーブーダ	Antigua	32 円	4
アンドラ公国	Andorra	24 円	4
イエメン共和国	Yemen Arab	84 円	3
イスラエル国	Israel	30 円	2
イタリア共和国	Italy	20 円	1
イラク共和国	Iraq	84 円	4
イラン・イスラム共和国	Iran	80 円	2
インド	India	80 円	1
インドネシア共和国	Indonesia	45 円	1
ウガンダ共和国	Uganda	50 円	3
ウクライナ	Ukraine	50 円	3
ウズベキスタン共和国	Uzbekistan	64 円	2
ウルグアイ東方共和国	Uruguay	32 円	3
英領バージン諸島	British Virgin	40 円	4
エクアドル共和国	Ecuador	32 円	2
エジプト・アラブ共和国	Egypt	75 円	2
エリトリア国	Eritrea	80 円	3
エルサルバドル共和国	El Salvador	32 円	2
オーストラリア連邦	Australia	20 円	1
オーストリア共和国	Austria	30 円	3
オマーン国	Oman	80 円	2
オランダ王国	Netherlands	20 円	2
オランダ領アンティール	Netherlands Antilles	32 円	4
ガーナ共和国	Ghana	70 円	2
カーボベルデ共和国	Cape Verde	75 円	4

カザフスタン共和国	Kazakhstan	64 円	4
カタール国	Qatar	84 円	2
カナダ	Canada	8 円	1
カナリア諸島	Canarias Islands	30 円	3
ガボン共和国	Gabon	70 円	2
カンボジア王国	Cambodia	48 円	2
キプロス共和国	Cyprus	45 円	2
キューバ共和国	Cuba	100 円	3
ギリシャ共和国	Greece	35 円	2
キリバス共和国	Kiribati	70 円	4
キルギス共和国	Kyrgyzstan	64 円	2
グアテマラ共和国	Guatemala	32 円	2
グアドループ島	Guadeloupe	32 円	4
グアム	Guam	20 円	1
クウェート国	Kuwait	80 円	2
クック諸島	Cook Islands	70 円	4
グリーンランド	Greenland	60 円	4
クリスマス島	Christmas Islands	60 円	4
グルジア	Georgia	64 円	3
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	UK	20 円	1
グレナダ	Grenada	32 円	4
クロアチア共和国	Croatia	55 円	3
ケイマン諸島	Cayman Island	32 円	3
ケニア共和国	Kenya	75 円	2
ココス・キーリング諸島	Cocos Island	60 円	4
コスタリカ共和国	Costa Rica	32 円	2
コロンビア共和国	Colombia	32 円	2
サイパン	Saipan	30 円	2
サウジアラビア王国	Saudi Arabia	80 円	2
サモア独立国	Western Samoa	52 円	2
サントメ・プリンシペ民主共和国	Sao Tome & Principe	100 円	4
ザンビア共和国	Zambia	70 円	2
サンピエール島・ミクロン島	St. Pierre & Miquelon	40 円	4
ジブチ共和国	Djibouti	71 円	3
ジブラルタル	Gibraltar	47 円	2
ジャマイカ	Jamaica	32 円	3
シリア・アラブ共和国	Syrian Arab	84 円	4
シンガポール共和国	Singapore	20 円	1
シント・マールテン	Sint Maarten	32 円	4
ジンバブエ共和国	Zimbabwe	70 円	3
スイス連邦	Switzerland	23 円	2
スウェーデン王国	Sweden	20 円	2
スーダン共和国	Sudan	71 円	3
スペイン	Spain	30 円	3
スペイン領北アフリカ	North Africa	30 円	3
スリナム共和国	Suriname	80 円	4
スリランカ民主社会主義共和国	Sri Lanka	75 円	2
スロバキア共和国	Slovak Republic	45 円	2
スロベニア共和国	Slovenia	47 円	3
エスワティニ王国	Swaziland	45 円	4
赤道ギニア共和国	Equatorial Guinea	72 円	3

セネガル共和国	Senegal	80 円	4
セントクリストファー・ネイビス	St. Christopher&Nevis	80 円	4
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	St. Vincent&Grenadines	32 円	4
タークスおよびカイコス諸島	Turks&Caicos	32 円	4
タイ王国	Thailand	45 円	1
大韓民国	Korea	20 円	1
台湾	Taiwan	30 円	1
タジキスタン共和国	Tajikistan	60 円	2
タンザニア連合共和国	Tanzania	80 円	2
チェコ共和国	Czech Republic	45 円	2
チャド共和国	Chad	72 円	4
中央アフリカ共和国	Central African	72 円	4
中華人民共和国	China	30 円	1
チュニジア共和国	Tunisia	70 円	3
朝鮮民主主義人民共和国	Korea, North	90 円	2
チリ共和国	Chile	32 円	3
ツバル	Tuvalu	70 円	3
デンマーク王国	Denmark	30 円	2
ドイツ連邦共和国	Germany	20 円	1
ドミニカ共和国	Dominican Republic	32 円	4
トリニダード・トバゴ共和国	Trinidad & Tobago	32 円	2
トルクメニスタン	Turkmenistan	64 円	3
トルコ共和国	Turkey	45 円	2
トンガ王国	Tonga	52 円	4
ナイジェリア連邦共和国	Nigeria	80 円	4
ナウル共和国	Nauru	70 円	4
ナミビア共和国	Namibia	72 円	4
ニウエ	Niue	80 円	4
ニカラグア共和国	Nicaragua	32 円	2
ニューカレドニア	New Caledonia	52 円	2
ニュージーランド	New Zealand	25 円	2
ネパール	Nepal	76 円	2
ノーフォーク島	Norfolk Island	60 円	4
ノルウェー王国	Norway	20 円	2
バーレーン王国	Bahrain	80 円	2
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan	70 円	2
バチカン市国	Vatican	20 円	1
パナマ共和国	Panama	32 円	2
バヌアツ共和国	Vanuatu	80 円	3
バハマ国	Bahamas	32 円	4
パプアニューギニア独立国	Papua New Guinea	70 円	3
バミューダ諸島	Bermuda	32 円	3
パラオ共和国	Palau	70 円	2
パラグアイ共和国	Paraguay	60 円	3
バルバドス	Barbados	32 円	4
パレスチナ	Palestine	30 円	2
ハワイ	Hawaii	8 円	1
ハンガリー共和国	Hungary	35 円	2
バングラデシュ人民共和国	Bangladesh	70 円	2
フィジー共和国	Fiji Island	50 円	2
フィリピン共和国	Philippines	30 円	1

フィンランド共和国	Finland	23 円	2
ブータン王国	Bhutan	70 円	2
プエルトリコ	Puerto Rico	40 円	2
フェロー諸島	Faeroes	48 円	4
フォークランド諸島	Falkland Islands	70 円	4
ブラジル連邦共和国	Brazil	30 円	2
フランス共和国	France	20 円	1
フランス領ギアナ	French Guiana	32 円	4
フランス領ポリネシア	French Poly	50 円	2
ブルガリア共和国	Bulgaria	55 円	3
ブルキナファソ	Burkina Faso	80 円	3
ブルネイ・ダルサラーム国	Brunei	48 円	2
米領サモア	American Samoa	50 円	4
米領バージン諸島	American Virgin	20 円	2
ベトナム社会主義共和国	Vietnam	48 円	1
ベナン共和国	Benin	80 円	4
ベネズエラ・ボリバル共和国	Venezuela	32 円	3
ベラルーシ共和国	Belarus	64 円	3
ベリーズ	Belize	32 円	2
ペルー共和国	Peru	32 円	2
ベルギー王国	Belgium	20 円	2
ポーランド共和国	Poland	40 円	3
ボツワナ共和国	Botswana	72 円	2
ボリビア共和国	Bolivia	32 円	2
ポルトガル共和国	Portugal	35 円	2
香港	Hong Kong	20 円	1
ホンジュラス共和国	Honduras	70 円	2
マーシャル諸島共和国	Marshall Islands	52 円	3
マイヨット島	Mayotte	72 円	4
マカオ	Macau	30 円	2
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	Macedonia	64 円	3
マダガスカル共和国	Madagascar	72 円	3
マディラ諸島	Madeira Islands	35 円	2
馬拉ウイ共和国	Malawi	71 円	2
マルタ共和国	Malta	48 円	2
マルチニーク島	Martinique	32 円	4
マレーシア	Malaysia	30 円	1
ミクロネシア連邦	Micronesia	52 円	2
南アフリカ共和国	South Africa	72 円	2
ミャンマー連邦	Myanmar	48 円	2
メキシコ合衆国	Mexico	35 円	2
モーリシャス共和国	Mauritius	70 円	2
モザンビーク共和国	Mozambique	80 円	3
モナコ公国	Monaco	24 円	3
モルディヴ共和国	Maldives	72 円	3
モロッコ王国	Morocco	70 円	3
モンゴル国	Mongolia	48 円	2
モンセラット	Montserrat	80 円	4
ヨルダン・ハシミテ王国	Jordan	79 円	2
ラオス人民民主共和国	Laos	48 円	2
リビア国	Libya	70 円	4

ルーマニア	Romania	60 円	2
ルクセンブルク大公国	Luxembourg	35 円	2
ルワンダ共和国	Rwanda	72 円	3
レソト王国	Lesotho	70 円	3
レバノン共和国	Lebanon	80 円	2
レユニオン	Reunion Island	70 円	4
ロシア連邦	Russia	45 円	2
インマルサット- F/BGAN	Inmarsat- F/BGAN	209 円	2

【別紙6】 番号ポータビリティについて

第1 NTT 東日本・NTT 西日本の電話番号を継続してご利用される（番号ポータビリティを申し込む）場合

1 NTT 電話回線（加入電話／INS ネット 64 等）をお使いのお客様が、本サービスに番号ポータビリティでお申し込みされますと、NTT 電話サービス等のご利用は終了となります。

2 番号ポータビリティお申し込みにあたっては、お客様、NTT 加入電話の契約者（名義人）の同意が必要となります。

3 電話加入権の扱いについて

(1) 「NTT 加入電話」または「INS ネット 64」いずれかでご利用されている場合、本電話サービスへのご加入で電話加入権は「利用休止」となります。

(2) 「NTT 加入電話・ライトプラン」または「INS ネット 64・ライト」いずれかでご利用されている場合、本サービスへのご加入で「解約」となります。

(3) NTT 電話加入の休止に伴い、NTT 東日本・NTT 西日本より休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客様に送付されます。

(4) NTT 電話加入権の利用休止期間は原則 5 年間です。お客さまの申請により 6 年目以降の休止期間延長が可能ですが、延長手続きを行わない場合は更に 5 年間経過した時点で NTT 電話加入権は失効となりますのでご注意ください。

4 NTT 電話サービスのご利用終了にあたり、工事費 2,000 円（消費税等相当額別）が NTT 東日本・NTT 西日本より請求されます。

5 「利用休止」または「解約」に関する NTT 東日本・NTT 西日本への手続きについては、本サービスに切り替わった後、自動的に失効となります。（切り替わる前にお客様ご自身で解約手続きをされますと、切り替えができなくなりますのでご注意ください。）

6 NTT 電話加入の休止に伴い、NTT 東日本・NTT 西日本より休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客様に送付されます。

7 NTT 電話加入権の利用休止期間は原則 5 年間です。お客さまの申請により 6 年目以降の休止期間延長が可能ですが、延長手続きを行わない場合は更に 5 年間経過した時点で NTT 電話加入権は失効となりますのでご注意ください。

8 NTT 電話サービス等に関する契約者情報（本人性確認結果・質権の設定または差押えの有無・提供可否確認結果および提供不可理由などにかかわるもの）を NTT 東日本・NTT 西日本が当社に対して提供することについて、お申込者（お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者および電話契約者）に同意いただきます。

9 本サービスへの番号ポータビリティに際し、NTT 東日本・NTT 西日本より連絡がある場合がございます。

10 NTT 電話サービス等からの切替えに際し、NTT 東日本・NTT 西日本は、同社のサービスを以下のとおり取扱います。その他の取扱いをご希望、お問合せは、NTT 東日本・NTT 西日本の 116 番にご連絡ください。

(1) 本サービスへ切替える電話サービス等回線において代表番号サービス／ダイヤルインサービス／i ナンバーサービスをご利用されている場合、それらサービス等につきましては、切替える電話サービス等回線以外の電話番号分も含めすべて廃止となります。

(2) 本サービスへ切替える電話サービス等回線以外の回線で B フレッツ／フレッツ・ADSL 専用型等をご契約されている場合で、本サービスへ切替える電話サービス等回線が当該サービスに係る料金の課金先電話番号となっている場合、NTT 東日本・NTT 西日本から発行される B フレッツ／フレッツ・ADSL 専用型等の請求は電話料金の請求とは別になる場合があります。

11 番号ポータビリティの提供条件

(1) NTT 東日本・NTT 西日本が提供する一般加入電話（電話サービス）および ISDN（総合デジタル通信サービス）であること。または、NTT 東日本・NTT 西日本の一般加入電話および ISDN からの番号ポータビリティにより、表株式会社 USEN NETWORKS が定める他事業者をご利用中であること。

(2) ご利用電話番号、およびご利用場所（端末設置場所）に変更がないこと。

※番号ポータビリティをご利用いただけない場合は当社より新しい電話番号を発行させていただきます。ただし、他社への番号ポータビリティはできません。

(3) ピンク電話・共同電話・支店代行電話・公衆電話・臨時電話でご利用中の回線の番号ポータビリティはお申し込みできません。

12 NTT 東日本・NTT 西日本から通信機器端末（フレッツ ADSL モデム、黒電話等）をレンタル中の場合は、返却または買取りのお手続きが必要となりますので、NTT 東日本・NTT 西日本の 116 番に速やかにご連絡ください。

13 フレッツ・ISDN／フレッツ・ADSL でご利用中の各インターネットサービスプロバイダ（以下、ISP といいます。）との契約、他社が提供する ADSL サービスおよびお申し込み電話番号に付随する各種割引サービスは解約となりません。定額料が発生する場合がございますので、各 ISP・通信事業者に解約の手続きを行なってください。

14 ご移転先でのご利用の場合、必ずご移転先での NTT 加入電話のご契約および開通工事を完了させてください。なお、当社の発行する電話番号を使用することは可能です。

第 2 NTT 以外の電話サービスをご利用の場合

1 NTT 東日本・NTT 西日本の電話番号を番号ポータビリティして、NTT 以外の他社電話サービスをご利用中のお客様が、本サービスの番号ポータビリティをお申し込みされる場合、現在ご利用中の他社電話サービスによっては、一旦 NTT 加入電話に切り替えていただく場合がございます。

2 電話サービス以外にインターネットや映像サービスをご利用の場合は、本サービスに切り替わった後、お客様ご自身で解約手続きを行なってください。

3 NTT 東日本・NTT 西日本以外の事業者から発行された電話番号により、他社電話サービスご利用中のお客様が、本サービスの番号ポータビリティをお申し込みされる場合、当社からの新規電話番号発行か、一旦 NTT 加入電話に切り替えていただく場合がございます。

表 株式会社 USEN NETWORKS が定める他事業者

No.	事業者名
1	Z I P T e l e c o m株式会社
2	株式会社オプテージ
3	ソフトバンク株式会社
4	中部テレコミュニケーション株式会社
5	Colt テクノロジーサービス株式会社
6	K D D I 株式会社
7	株式会社 S T N e t
8	東北インテリジェント通信株式会社
9	九州通信ネットワーク株式会社
10	楽天コミュニケーションズ株式会社
11	ジェイコムグループ
12	N T T コミュニケーションズ株式会社
13	株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ
14	N T T 東日本〔ひかり電話〕
15	N T T 西日本〔ひかり電話〕

2020年9月1日制定

【別紙7】 トライアル利用に関する特則

- 1 本サービスはそれぞれ、別段の定めがある場合を除き、その利用契約または利用契約を締結する前に限り、当社指定の方法で申請することにより、トライアル利用を行うことができます。
- 2 トライアル利用は、当社が認めた場合のみ行うことができます。なお、トライアル利用の申請には、本約款の**エラー! 参照元が見つかりません**。(利用契約の単位)から第8条(申込みの承諾)までの各規定を準用します。
- 3 トライアル利用の期間は、利用者(トライアル利用を当社が承諾した者をいいます。以下同じとします。)からの前項による申請に基づき当社が別途指定する方法により定める期間とします。ただし当社が認めた場合には、期間の延長を行うことができます。
- 4 トライアル利用の期間満了日の7日前まではいつでも、利用者は、本サービスの利用契約または利用契約の申込みをすることができます。この場合には、利用契約または利用契約の成立日にトライアル利用は終了し、当該成立日を本サービスの提供開始日とします。
- 5 利用者と連絡が取れなくなった場合またはトライアル利用の期間満了日の7日前までに利用者から本サービスの利用契約もしくは利用契約の申込みがない場合には、期間満了日にトライアル利用は終了します。
- 6 トライアル利用の期間中、利用者は、トライアル利用の中止を希望する日の前日までに当社に申し出ることにより、トライアル利用を中止することができます。
- 7 トライアル利用には、本約款の第1章、第2章、**エラー! 参照元が見つかりません**。(契約者識別番号)、第12条(契約者の氏名等の変更)、第13条(権利の譲渡の禁止)、**エラー! 参照元が見つかりません**。(当社が行う利用契約の解除)、**エラー! 参照元が見つかりません**。(その他の提供条件)、第4章から第9章までの各章、第11章から第13章までの各章および別記の各規定が準用します。
- 8 トライアル利用期間中にSTB等を毀損し、または滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できなくなった場合には、別紙1料金表第6(紛失・損害金)に規定する料金の支払を要します。
- 9 トライアル利用では、次のサービスを利用することができません。
 - (1) 番号ポータビリティ

2020年9月1日制定

2022年2月1日改定

【別紙8】 契約者指定場所への配送に関する特則

- 1 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社と事前に協議のうえ、当社が可能と判断した場合は、貸与機器等について、利用開始希望日までに契約者が指定する設置場所に配送することを当社に依頼することができるものとし、当社は、当社が指定する者により、契約者が指定する設置場所に配送します。ただし、本サービス、貸与機器等の種類および設置場所または利用の状況により、配送することができない場合があることを、契約者は予め承諾します。
- 2 前項により貸与機器等の配送を行った場合、本サービスの利用開始日は、当該配送が完了した日（サービス変更の場合は変更実施日の属する月の翌月1日）とします。
- 3 契約者は、配送された貸与機器等については、自らの責任と費用において本サービスを利用するために必要な設定、設置を行い、善良なる管理者の注意義務をもって管理、運用するものとし、
- 4 当社は、前項により契約者が実施し設定、設置に起因する障害、事故および第三者との紛争等に対し、一切の責任を負わないものとし、
- 5 契約者は本サービスの利用契約が終了した場合、自らの責任と費用により、直ちにIoT機器を当社所定の方法により、当社に返却するものとし、当社への貸与機器等の返却完了を以て当該利用契約の終了とします。
- 6 前項に定める貸与機器等返却に際し、当社への返却物品以外の物品が含まれていた場合は、当社は契約者に何らの通知なく破棄し、当該物品に関する損害は一切補償しません。
- 7 貸与機器等の滅失、毀損、紛失、盗難等により貸与機器等の返却が不可能となった場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知し、別紙1第6に定める紛失・損害金を支払うものとし、

2021年3月1日制定

2022年2月1日改定